

た（この時芝尾墓地に移転したのではないかと思う）後
大法要を営んだ。

その後、別府市は麻生太吉の別荘「五六庵」の敷地に
昭和三年公会堂を建てた。その敷地内に、潜伏の家屋を
松尾家より家屋並びに記念物一切の寄付を受けて移築し
て、昭和八年新たに記念碑をも建設して永久に保存する
事にした。なお、平成五年現在地へ移動した。

最後に、これを編集するにあたりご尽力をいただいた
豊田文一氏に紙面をお借りしてお礼を申し上げます。

参考文献 「伊藤博文・井上馨」全集 伊藤痴遊著

「別府潜伏時代及其前後の井上馨侯」

編集・発行別府市役所

多賀神社のこと

八幡籠門神社境内鎮座

土屋 公 照

国立別府病院の西方に、宇佐八幡宮の末社である八幡
籠門神社がある。この神社境内に多賀神社が祭られてい
る。「多賀さま」の愛称で親しまれ、虫封じや女性の願
かけて亀川はもとより豊岡・日出・大神などからの参拝
者が多かった。

昭和三〇年頃まで、農閑期になると豊岡・日出方面の
若い母親が幼児を連れ、三々五々誘いあってお参りに来
ていた。当時、こどもの虫封じに「多賀さま」に参拝す
るといふことは、姑・小姑から離れ公然と母子で外出を
楽しめる唯一のチャンスであったのではなからうか。参
拝後、拜殿で弁当を広げている姿、まるでピクニックに
来たようではほえましいものがあつた。

虫封じとは、小児のひきつけを治すこと、つまり疳の



虫を抑える神事である。昔は今と違い幼児の米養状態もわるく、寄生虫なども多く、たびたびひきつけを起すことがあつたのだろう。

多賀神社の虫封じは、神事のため足の形を墨で白紙にとる。男は左、女は右でその土ふまずのところを真言神道による神事をする。虫封じの済んだ足形の紙を祈願者にお渡しする時、一夜幼児の肌につけ翌日の真夜中、十字路になった道路の真ん中に埋める様に伝えていたそうである。

願懸は、女性が自分の髪を切って（毛の長さ一〇）二センチ、太さ二センチ程度を白紙三〜五センチでくろみ、水引で結んだもの。多賀神社の拜殿の扉にくくりつけ願を懸けていた。

ところで、多賀さまは何時ごろ龍門八幡社の境内社に鎮座したのだろうか。伝えによると、安政二年に当時の神職矢黒豊充が勧請したことになっており、明治四年の神社表にも、境内社として記載されている。しかし、明治二十七年に当社の宮司であつた土屋範二が、多賀社の

勧請に關した興味ある書簡を三通残している。大社の御分靈を勧請することなどについては、一般の人々には縁の薄いことであるが、信仰の対象となる神社のことであるから記してみたい。

書簡一は、八幡龍門神社の祠官（宮司）土屋範二より近江の多賀神社ニ宛てた手紙の控え、多賀神社の御分靈の勧請を願つたものである。

控

拜啓仕候春寒未凌兼候處 先以

尊社益御繁栄珍重不斜奉拜賀候 却説当郷社境内末社トシテ去安政二卯年当社旧神職矢黒豊充ナル者ヲ參拜為致幣帛御勧請ノ順次罷在候 爾來一小祠建築于今尊崇罷在候処 一昨年當社氏子野田區後藤百太郎尊社へ參詣ノ序前件御訪問ニ及候處不分明ノ由誠ニ遺憾之事ニ存居候

折柄此度氏子信徒一同協議上ヨリ該小祠改築企望發議シ遂ニ本殿并ニ拜所杯本年一月ヨリ工事着手中 然ルニ此節當社氏子總代永田喜三ナル者ヲシテ參拜為致候儀ニ

付 後年尊社ノ帳末ニテモ永遠保存分社ノ御明文御記載
ナラセラルヘキ処ノ仮御分霊カ又ハ幣帛トカ御勸請ノ神
璽トナルヘキ御文璽御分與賜度 仍テ聊ノ御初穂金納仕
候間特別ノ御採廳ヲ以テ御採可被成下候事ハ拙官始一同
無此上大悦至極奉存候

尚此上貴壽諸社規約ニ基キ結社仕度存意ニモ有之候間
何卒尊社ノ御德澤御光輝ノ御分璽奉望上候

先者右奉歎願候 恐惶謹言

大分県豊後国速見郡御越村大字内竈區

郷社八幡竈門神社

祠官 土屋範二

明治二十七年二月

官幣中社多賀神社々務所 御中

〔別啓仕候別紙御届ノ儀本人(後藤百太郎)死亡後失
念ノ由申出ニ付此度上申仕候間宜敷御取成被下度候
也〕

土屋範二

多賀神社貴壽講社中

書簡一の内容をみると、

明治二十五年氏子の野田村の後藤百太郎(野田村庄屋
後藤逸平の子息)が、近江の国の多賀大社にお参りにいっ
た。一年前から、津島中ノ屋敷、村居廉太郎・平田、加
藤作市・野口、友永寿八・大分町、佐藤宇三郎・東山香
妙見ノソバ、田辺幸八・日指村、工藤鉄治などの発起で、
社殿の改築の話が持ち上がった。百太郎が参詣のつ
いでに社務所を訪れて、念のため帳簿を調べて見たとこ
ろ、多賀社御分霊の竈門社への勸請の記載が見つからず、
大変遺憾に思い且つ驚いている。

いよいよ氏子や信徒一同が協議をして、この年の一月
に本殿や拝殿の工事に着手したので、さっそく氏子総代
の永田喜三(壮三)を多賀本社に参詣させるので、「尊
社ノ帳末ニテモ永遠保存分社ノ御明文御記載ナラセラル
ヘキ処ノ仮御分霊カ又ハ幣帛トカ御勸請ノ神璽トカナル
ヘキ御文璽」をあらためて分けてくれるよう嘆願してい
る。

書簡二は、永田壮三より後藤^{つとむ}一(百太郎の子息後見

人)へ宛てた速達で、多賀神社の勧請が叶った報せである。

大至急拝啓多賀神社参謁ノ為メ昨夜彦根ニ泊今日早朝
該神社へ参拝仕候 尤モ同行ナル大野郡選出県会議員松
植勇男義ト同伴致し候 都合ニヨリテハ劣生之代理トシ
テ同義相立可申心算之處 多賀神社主典永原啓斗士義之
執計ニテ直ニ□□ニ及土屋範二氏ヲ向ケ小包郵便より遞
送可相成候間□□□□別府郵便局ヲ向ケ御着御可被為在
候間 御承届□被可致右午途中御通知申上候

草々頓首

三月廿四日

永田 壯三

後藤 舜一様

尚々御初穂金三円献納致置候也

彦根に滞在していた永田は、後だてとして大分県会議

員植松勇男を同行して、多賀本社を訪れ、多賀神社主典の永原啓斗吉と交渉をかさねた。その取り計らいで勧請に同意が得られ、土屋範二に神璽が郵送されることを報せた速達である。

書簡三は、近江多賀神社主典永原啓斗士より、龍門神社祠官土屋範二に宛てたもので、御分霊を授与することに決定した公文書である。(近江多賀二十七年三月六日イ便、豊後豊岡同年同月二十九日ハ便の消印がある。)

貴書拝誦陳ハ這回貴社末社へ御勧請ノ為本社御分霊勧遷方御申請相成候處 右御分霊或ハ幣帛勧請等ヲナシ公然社託ニ事跡ヲ存スル様ノ義ハ社寺法規ノ制裁ニ因リ成シ能ハサルモノニ有之候条 折角ノ御希望ニ候得共難応候ニ付宜シク御断念被下度 然ルニ過般永田氏へ申置候如ク保存寄附ト做シ持之神璽ヲ授与スル事ニ取極候ニ付右ニテ御意存無之候ハハ速々遞送方取計可申候間否や貴報頂キ度 依テ本書ハ一先御返戻及候也

多賀神社主典 永原啓斗吉

土屋範二殿

追テ御意存無之候ハハ遞送料トシテ金貳拾錢郵便切手
ニ換用シ御送付有之度候也

封書

(表書)

豊後国速見郡御越村

土屋範二殿

(裏書)

近江国

多賀神社々務所

明治廿七年三月廿六日

永原營斗吉

要するに、「御分霊或ハ幣帛勸請等ヲナシ公然社託ニ
事跡ヲ存スル様ノ義ハ社寺法規ノ制裁ニ因リ成シ能ハサ
ルモノニ有之候条」として一応断りながら、「保存寄附
ト做シ」て祈祷の神璽の授与することを許可している。

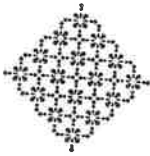
封書
 豊後国速見郡御越村
 土屋範二殿
 近江国
 多賀神社々務所
 明治廿七年三月廿六日
 永原營斗吉

豊後国速見郡御越村
 土屋範二殿
 近江国
 多賀神社々務所
 明治廿七年三月廿六日
 永原營斗吉

正式に勧請を許可し帳簿に記載された月日は、此の書簡では不明であるが、前例を省みて今度は正確に記載されたものと考ええる。それにしても、祈祷の神璽を、つまり勧請の証となる神璽を、捧持して遷御されるものと思いきや郵送料二十銭で小包郵便で郵送されるとは以外である。

なお、後藤舜一氏は、野田村後藤百太郎の子息泰義氏の後見人となった人で、野田村の有力者であった。永田氏が多賀社勧請の朗報をいの一に報じるほど、後藤氏は多賀神社の勧請に大きく貢献していたものと思われる。

また、永田壮三氏は、亀川村の旧家で、後に御越町の町長などを歴任した人である。後藤庄屋については、跡をとっている野田村三組の池田幸子氏、永田氏については亀川古市の永田重一氏の両氏にお忙しい中を懇切丁寧にお教えいただいたことを記して謝したい。



朝見八幡さまのお祭り

(寛延二年の「朝見宮御神事」より)

祭研究同人

八幡朝見神社は豊後の守護となった大友氏が、建久八年(一一八七)に鎌倉の鶴ヶ岡八幡を勧請したと伝えられている。したがって、朝見神社のお祭りは古来より、

「鎌倉ノ神例ヲ以テ当社ノ神役ヲ勤メルモノ也」

と「朝見宮御神事」に書かれているとおり、お祭りの組織・運営は鶴ヶ岡八幡宮のしきたりにそって行なわれていた。

朝見八幡様の秋の大祭について、二百五十年ほど前の寛延二年(一七四九)に書かれた「朝見宮御神事」によって再現してみよう。

祭組

朝見八幡には次のように十七の地区に氏子の組合があった。